

議 第 23 号

平成31年 3月28日提出

熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則の一部改正について

熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則（平成27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（入館券）

第5条 資料館に入館しようとする者は、入館料の納付と引換えに入館券の交付を受けなければならない。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

田原坂西南戦争資料館の入館に関し、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。



○熊本市田原坂西南戦争資料館条例施行規則(平成27年教育委員会規則第3号)

改正後(案)	現行
<u>(入館券)</u>	<u>(入館券)</u>
<u>第5条 資料館に入館しようとする者は、入館料の納付と引換えに入館券の交付を受けなければならない。</u>	<u>第5条 入館券は、別記様式のとおりとする。</u>
附 則	附 則
この規則は、平成27年3月23日から施行する。	<u>1</u> この規則は、平成27年3月23日から施行する。
<u>【削る】</u>	<u>2 旧植木町田原坂資料館規則(平成22年植木町合併特例区規則第5号)に基づき設置された植木町田原坂資料館の入館券に用いるため作成された用紙は、当分の間、資料館の入館券として使用することができる。</u>
<u>【削る】</u>	<u>別記様式(第5条関係) (略)</u>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。